

## 防災資器材給付決定通知書

年 月 日

様

福 山 市 長  
(総務局総務部危機管理防災課)

年 月 日付で申請のあった防災資器材の給付については、次の通り給付する。  
 なお、給付を受けた防災資器材は、福山市防災資器材給付要綱に基づき適正な管理に努めること。

### 1 給付防災資器材及び数量

#### ① 消耗品（単年度で給付する防災資器材）

区 分	数量	区 分	数量	区 分	数量
土 の う 袋		ビニールシート		軍 手	
真 砂 土		ロ ー プ			

#### ② 備 品（使用状況（減耗・破損など）に応じて給付する防災資器材）

区 分	数量	区 分	数量	区 分	数量
ジ ョ レ ン		バ リ ケ ード		救 急 セ ッ ト	
ス コ ッ プ		カ ラ ー コ ーン		担 架	
一 輪 車		雨 ガ ッ パ		懐 中 電 灯	
長 靴		内訳（24センチ： 26センチ： 28センチ： ）			

### 2 備 考

(様式2 裏面)

## 留意点

- 管理責任者を定め、善良な管理者の注意を持って常に良好な状態で管理すること。
- 給付を受けた防災資器材は、災害時において緊急的に活用するものであり、その保管場所は、地域で十分検討し確保することとし、公共施設への保管はしない。ただし、防災資器材を保管するために適当な場所が無いなど地域の状況によりやむを得ず公共施設に保管することについて当該公共施設の管理者の許可等を得たときは、この限りでない。
- 給付を受けた防災資器材は、災害時の緊急を要する場合以外、個人での使用はしないこと。
- 給付を受けた後、再度、給付の申請をする場合は、防災資器材給付申請書（様式1）を提出すること。なお、その際、別表1 ②に定める備品の申請には、防災資器材管理台帳（様式3-2）の写しを添付すること。
- 防災資器材管理台帳（様式3-1及び3-2）を備え、給付された防災資器材ごとに保管状況等の把握に努めること。